

第3期経営改革実施計画書

団体名	公益財団法人金沢健康福祉財団		計画期間	令和元年度～令和5年度	
設立年月日	平成31年4月1日	基本財産	50,000 千円	市出資額	35,000 千円
	[新公益法人への移行] 平成31年4月1日			市出資割合	70 %
設立意義・経緯	在宅医療と介護の連携を一層強化し「地域包括ケアシステム」の推進を目的に、平成31年4月、公益財団法人金沢総合健康センターと公益財団法人金沢市福祉サービス公社が合併して、新しい法人として発足。保健・医療・福祉の連携により、高い専門性や独自の業務経験を生かしながら、高齢者や障害のある人の生活の充実と児童と育児を担う親への支援、さらには市民の健康増進も図ることで、地域共生社会の実現を目指す。				
設立目的	地域包括ケアシステム及び地域医療の推進を図るため、医療及び福祉サービスの提供並びに健康教育の普及啓発を行うことにより、医療及び福祉に関する総合的なサービスの向上を図り、もって市民の健康増進と福祉の向上に寄与することを目的とする。				
定款で定める公益目的事業等	(1)地域包括ケアシステムの推進に関する事業 (2)健康増進に関する事業 (3)夜間及び休日における急病診療に関する事業 (4)学校保健の普及充実に関する事業 (5)高齢者、障害者及び子育て支援家庭に関する事業 (6)介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき提供される福祉サービス事業 (7)健康保険法に基づき提供される医療サービス事業 (8)医療・介護連携支援に関する事業 (9)福祉サービス等に関する調査評価事業 (10)その他公益目的を達成するために必要な事業				
所在地	金沢市大手町3番23号		所管課	保健局健康政策課	
代表者職氏名	理事長 村山 卓	ホームページアドレス	http://www.kanazawa-kenkou-plaza.or.jp		
設立主体	金沢市及び公益社団法人金沢市医師会	設立根拠	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく公益財団法人		

これまでの改革の成果	<p>(金沢総合健康センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 健全経営を目指した自主事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・機能強化型 I 訪問看護ステーション認定 (平成30年4月) ・訪問看護に必要な資格取得者支援 (糖尿病療法認定指導士1名 呼吸器療法認定指導士1名 訪問看護認定看護師1名 介護支援専門員20名) 2 医療と介護の連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療介護連携支援センターの開設 (平成29年10月) 3 認知症予防施策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・大学等との教育機関と連携し物忘れ検診と連動した認知機能向上教室プログラムの開発 (平成29年度) ・地域人材の育成 4 地域医療の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・急病診療所施設の移転 (駅西福祉健康センター内)、小児科の広域運営 (平成30年4月)
	<p>(金沢市福祉サービス公社)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 健全経営を目指した自主事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業所の統合及びサービスメニューの充実 (平成30年度通所介護事業所4箇所→3箇所：共生型通所介護施設の運営開始) ・金沢ケアサポーター養成事業の実施 (平成29年度) ・金沢市介護予防・日常生活支援総合事業への参入 (平成29年度) ・卯辰山公園健康交流センター千寿閣管理運営事業第4期指定管理期間の獲得 (平成31年度から令和5年度) 2 有資格者集団の形成及び受託事業の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度専門資格取得者育成 (社会福祉士合格者1名 合計8名) ・金沢市基幹相談支援センターの運営 (平成28年9月) ・障害支援区分認定調査事務所の開設 (平成29年度) 3 事業推進のための人材確保 <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度新規採用職員 (4名採用：介護福祉士及び居宅介護支援専門員) ・再任用職員採用試験の実施 (平成28年度) ・介護職員処遇改善加算取得の継続 4 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス関係事業所集約 (障害者基幹相談支援センター、障害者相談支援事業所、障害支援区分調査事務所の同一敷地内へ集約)
直面する課題	<p>(1) 組織・人材 看護・介護職員の慢性的な人材不足が大きな課題であり、加えて、年齢構成についても、他事業者からの職務経験者が多いため、若年層の職員の確保が困難な状況にある。また、旧両財団の看護・介護プロパーの間に待遇格差があることから、人事交流が進みにくい。事務プロパーにおいては、外部との交流がないことから、事業の企画立案や業務に見直しなどの新たな発想の転換に課題がある。</p> <p>(2) 経営財政面 介護保険事業単体においては、収益が生み出されるが、3年に一度の介護保険制度改正と競合する大規模民間事業所の増加により、法人管理事業費までを賄うのが困難な状況下にある。また、施設設備や備品の更新等今後新たな経費の発生が見込まれることから、財源構成の見直しや備品等特定資産引当金の積立が必要となる。</p> <p>(3) その他の運営面 医療・介護保険事業については、民間事業所との競合が進み、今後も事業量の減少が見込まれることから、施設の統廃合やサービスの重点化、地域包括ケアシステムに特化した先進的新規事業の実施など、新財団の将来像を描き出す必要がある。また、指定管理者制度による社会福祉施設についても、医療・介護保険事業同様に人材の確保が困難な状況にあり、会計年度任用職員制度の導入が行われると、必要な事業展開でのジレンマが生じることとなる。</p>

<p>改革の基本的方向性</p>	<p>地域包括ケアシステムの推進に向けて、看護と介護の連携による新規事業の立案、介護保険事業での統廃合や有資格者でなければ取組むことのできない専門性が求められる事業等へのシフトによる経営の効率化、さらなる介護予防事業の展開による法人業務の見直しなどよりサービスの向上と利用促進に努めることで経営の安定化を図る。</p>			
<p>経営目標</p>	<p>1.健全経営を目指した自主事業の推進 ・法人経営に要する財源を確保するための介護保険事業等のサービスの拡充と見直しを実施し、より収益性の高い事業への重点化を目指す。 2.有資格者の育成と受託事業への事業展開の促進 ・医療・福祉サービスに特化した有資格者を育成するとともに、より公共性の強い事業の実施展開を図る。 3.市派遣職員と事業内容の見直し ・保健師や作業療法士等専門性を要する派遣職員について、解消することで市からの自立を図る一方、受託事業においても、外部委託等の実施内容について見直しを図り、業務内容のスリム化を図る。 4人材の確保と処遇改善への取り組み ・職員採用計画の策定を行うとともに、国の制度を活用して、介護職員等の処遇改善に努め、人事交流の実現を目指す。</p>			
<p>改革に向けた取組 (令和元年度～令和5年度)</p>	<p>1.地域包括ケアシステムの推進に向けた新規事業の実施。 地域共生社会の実現に向けた(仮称)共生型地域包括支援センターの運営。 訪問看護・訪問介護共同ステーションの設置。 2.障害福祉サービス事業の強化による新たな事業の展開。 障害者基幹相談支援センターと在宅医療介護連携支援センターによる共同研修会等の開催 収益改善に向けた相談支援事業所の増員 3.介護保険事業の体制見直し。 通所介護事業所の統合検討及び居宅介護支援事業所の重点化 4.介護職員等の処遇改善の推進 介護職員のプロパー化の推進及び処遇改善加算の継続取得 5.受託事業の見直し及び派遣職員の解消 受託事業の効率化と派遣職員による事務局職員体制の見直し</p>			
<p>成果指標 (実施計画の達成度を測るための指標)及び目標値等</p>	<p>成果指標</p>		<p>計画策定時数値 (平成30年度末)</p>	<p>計画目標値 (令和5年度末)</p>
	<p>件自 数主 等事 業の 業 増の 加 重 点 化 に よ る 利 用</p>	<p>居宅介護支援事業の増(10%)</p>	<p>4,127件</p>	<p>4,539件</p>
	<p></p>	<p>障害者相談支援事業の増(10%)</p>	<p>417件</p>	<p>459件</p>
	<p></p>	<p>訪問看護事業の増(10%)</p>	<p>14,536件</p>	<p>15,990件</p>
	<p></p>	<p>介護予防支援事業の増加(10%)</p>	<p>6,679件</p>	<p>7,347件</p>
	<p>の事 業 入 規 模 等</p>	<p>共生型地域包括支援センターの運営検討</p>	<p>0箇所</p>	<p>1箇所</p>
	<p>の 見 直 し と 新 規 事 業</p>	<p>訪問看護・訪問介護共同ステーションの運営</p>	<p>0箇所</p>	<p>1箇所</p>
	<p></p>	<p>看護職員のプロパー定数の拡充</p>	<p>8人</p>	<p>10人</p>
	<p></p>	<p>介護職員等のプロパー定数の拡充</p>	<p>42人</p>	<p>45人</p>
	<p>そ の 他</p>	<p>市派遣職員の見直し</p>	<p>3人</p>	<p>2人</p>